



**10月1日から使用済パソコンの回収・リサイクルが始まります**

資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカーなどによるパソコンの回収・リサイクルが始まります。これに伴い、10月1日以降は、埋立処分場へのパソコンなどの持ち込みができなくなりますので、ご注意ください。

なお、回収の対象となるのは、家庭で使用したデスクトップ本体・ディスプレイ(ブラウン管式・液晶式)・ノートブックパソコン・パソコンとセットで販売された付属品(キーボード・マウス・ケーブルなど)です。また、10月1日以降に販売されるPCリサイクルマークのついたパソコンについては、販売価格に回収再資源化料金が含まれているため、排出時に料金負担はありません。

**パソコンなどの処理方法**

不要になったパソコンのメーカーに連絡をする。

メーカーから回収再資源化料金の支払伝票が送付されてくるので金融機関などで料金を支払う。

料金の支払いを確認後、メーカーからゆうパック伝票が届く。

パソコンをゆうパック(小包)で郵送する。(自宅に引き取りに来てもらうことも可能)

環境課 ☎ 23局3541

**私立高等学校の授業料を補助します**

田原市では、私立高等学校に通うお子さんを持つ保護者の負担を軽くするため、授業料の一部を補助しています。

対象 10月1日現在、全日制または定時制の私立高等学校に通い、各学校の特待生または奨学生として授業料を免除されていない生徒の保護者(授業料負担者)で、田原市内に在住の方 補助の額 1万2000円(年額) 手続き 申請書、在学証明書、保護者名義の口座が確認できるもの、印鑑を持

参して10月1日(水)～31日(金)の間に各高等学校または市役所学事

**課へ**

学事課 ☎ 23局3530

**住宅・土地統計調査にご協力を**

住宅・土地統計調査は5年に1回行われ、住宅の広さや建て方、敷地の広さや所有の関係、住まいの設備状況や住環境を調査します。全国約5000万世帯のうち約400万世帯に調査票の記入をお願いします。田原市内では、約1000世帯が対象となります。9月～10月にかけて調査員がご家庭に伺いますので、調査票の記入にご協力ください。

商工観光課 ☎ 23局3516

**9月9日は「救急の日」**

9月7日(日)～13日(土)は「救急医療週間」です。この期間に心肺蘇生法の講習会などを行い、救急に関するPRを実施します。皆さんもこれを機会に日頃から次のことを心掛けましょう。

- ・正しい応急手当の知識、技術を身につけましょう。
- ・健康カレンダーや広報で休日当直医を確かめておきましょう。
- ・かかりつけの医療機関を決めてお

**きましよう。**

119番通報は慌てず落ちついて。消防署 ☎ 23局0119



**屋外広告物のルールを守りましよう**

ポスター、はり紙、はり札、立て看板、のぼり旗、広告板、広告塔などの屋外広告物を無秩序、無制限に設置または掲示すると、街の美観や自然環境を損ないます。

屋外広告物を出すときは、事前に市役所へ相談し、周辺の景観との調和を図りましよう。

土木課 ☎ 23局3520